

# 働きながらお母さんになる あなたへ



「赤ちゃんが生まれる！」という嬉しい気持ちと、仕事を続けながら妊娠・出産・育児を迎えることの不安とを抱えながら、毎日をすごしていらっしゃいませんか。

このパンフレットは、働く女性の妊娠・出産・育児について法律で定めていることをまとめました。皆さんの参考にしていただければ幸いです。

# ●妊娠が分かったら

## 健康診査を受けましょう

妊娠すると、あなた自身やお腹の中の赤ちゃんの健康のため、定期的に健康診査等を受ける必要があります。

健康診査等を受けるための時間が必要な場合は、会社に申請しましょう。

(有給か無給かは会社の定めによります。)

### 回 数

- |               |        |
|---------------|--------|
| ●妊娠23週まで      | 4週間に1回 |
| ●妊娠24週から35週まで | 2週間に1回 |
| ●妊娠36週以後出産まで  | 1週間に1回 |

男女雇用機会均等法では、事業主に健康診査のために必要な時間の確保を義務づけています。(男女雇用機会均等法第12条)

もしかしたら…  
妊娠!



出産予定日や休業の  
予定を早めに会社に  
申し出ましょう

ウチの会社にそんな  
規定あったかな?  
調べてみなくっちゃ



満員電車に乗ると、  
吐き気がして、  
辛い……

## 主治医の指導を受けましょう

主治医から、妊娠中の通勤緩和、休憩時間の延長、つわりやむくみなど症状に対応して勤務時間の短縮や作業の制限、休業などの指導を受けた場合には、会社に申し出て措置を講じてもらいましょう。

指導事項を会社にきちんと伝えることができるよう、主治医に「母性健康管理指導事項連絡カード」に記入してもらい、会社に伝えることも効果的です。  
(カードの様式は6ページ参照)

男女雇用機会均等法では、事業主に、健康診査等に基づく指導事項を守ることができるようするため、必要な措置を講じることを義務づけています。(男女雇用機会均等法第13条)



# ●妊娠中の職場生活

「早く帰させてください」と言っても、結局毎日遅くまで残業。疲れた…。



## 時間外、休日労働、深夜業の制限

妊娠は、時間外労働、休日労働、深夜業の免除を請求できます。

(労働基準法第66条)

## 軽易業務転換

妊娠中は、他の軽易な業務への転換を請求できます。

(労働基準法第65条)

## 危険有害業務の就業制限

妊娠婦については、重量物を取り扱う業務、有毒ガスを発散する場所での業務など、妊娠・出産等に有害な業務に就かせることはできないことになっています。

(労働基準法第64条の3)

「体が大事だし、何かあったら心配だから、家庭に入ったら」って、しつこく言われても…



「仕事続けます」  
ってはっきり言わなくっちゃ!



1日中売り場に立っているのが、だんだん負担になってきたけど…

妊娠・出産・産前産後休業取得等を理由とする不利益取扱いは禁止されています。

妊娠・出産・産前産後休業を取得したこと、妊娠中の時差通勤など男女雇用機会均等法による母性健康管理措置や、深夜業の免除など労働基準法による母性保護措置を受けたこと、妊娠又は出産に起因する能率低下などを理由とする解雇その他不利益取扱いは禁止されています。

また、妊娠中・産後1年以内の解雇は「妊娠・出産・産前産後休業取得等による解雇でないこと」を事業主が証明しない限り無効となります。

(男女雇用機会均等法第9条)

# ●産前・産後休業を取るときは

## 産前・産後休業

### 産前休業

出産予定日の6週間前(双子以上の場合は14週前)から、請求すれば取得できます。

### 産後休業

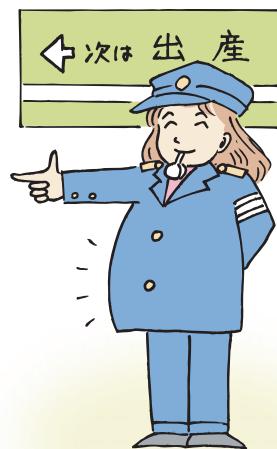
出産の翌日から8週間は、就業することができません。ただし、産後6週間を経過後に、本人が請求し、医師が認めた場合は就業できます。

(労働基準法第65条)

### 解雇制限

産前・産後休業の期間及びその後30日間の解雇は禁止されています。

(労働基準法第19条)



産前休業の請求方法は早めに確かめたから、まちがいない!

職場の同僚や上司に迷惑をかけないように、引き継ぎもしっかりとしなくっちゃ

いよいよお父さんの育児もスタート

### 出産手当金

産前・産後休業中は、社会保険から賃金の3分の2が支給されます。

### 出産育児一時金

1児の出産につき35万円が支給されます。

→詳しくは社会保険事務所へ

# ●産後休業後に復職するときは

### 育児時間

生後1年に達しない子を育てる女性は、1日2回各々少なくとも30分間の育児時間を請求できます。

(労働基準法第67条)

### 母性健康管理措置

産後1年を経過しない女性は、主治医から指示があったときは、健康診査に必要な時間の確保を申し出ることができます。

また、指導を受けた場合には、必要な措置を受けることができます。

(男女雇用機会均等法第12条、第13条)

### 時間外労働、休日労働、深夜業の制限 変形労働時間制の適用制限、危険有害業務の就業制限

産後1年を経過しない女性には、妊娠中と同様に、これらが適用になります。

(労働基準法第64条の3、第66条)

### 勤務時間の短縮等の措置、看護休暇制度

これらの制度や措置も利用できます。  
(詳しくは5ページをご覧ください。)

(育児・介護休業法第23条、第16条の2、第16条の3)

# ●育児休業を取るときは

## 育児休業制度とは

1歳に満たない子を養育する労働者は、男女を問わず、希望する期間子どもを養育するために休業することができます。

## 育児休業を取ることができるのは

正社員だけではなく、契約期間の定めのある労働者であっても、一定の要件を満たしていれば育児休業を取ることができます。

妻が専業主婦や産後休業中であっても、少なくとも産後8週間までは、男性労働者も育児休業を取得することができます。



期間の定めのある社員でも育児休業が取れるって？

休業取得を申し出た時点において、次の①、②のいずれにも該当する期間雇用者は育児休業を取得することができます。

- ①同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること
- ②子が1歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれること（子が1歳に達する日から1年を経過する日までに労働契約が満了し、更新されないことが明らかである者を除く）



育児休業後、保育園に預けて復職するつもりだったのに、入れなくて……

交代で育児休業を取るのもいいかな



子が1歳になる日まで両親のどちらかが育児休業をしていて、保育所に申し込みをしたけれども入所できないなど一定の場合には、1歳6ヶ月に達するまでを限度として、会社に申し出ることにより、育児休業ができます。

父親も育児休業が取れるんだわ！子育てもふたりで協力すればいいのね。

## 育児休業を取るための手続き

会社の規定を確認し、育児休業を取得する場合は、遅くとも休業開始1ヶ月前までに会社に育児休業申出書を提出しましょう。

規定がない場合でも、育児・介護休業法によって請求ができます。

1歳から1歳6ヶ月までの育児休業については、休業開始予定日から希望どおり休業するには、その2週間前までに申し出ください。

## 雇用保険による育児休業給付の支給

### 育児休業基本給付金

1歳未満の子を養育するために育児休業を取得した等の要件を満たした方が対象で、原則として休業開始時の賃金の30%が支給されます。

### 育児休業者職場復帰給付金

育児休業終了後、同一事業主に引き続き雇用された場合に一時金（休業開始時賃金日額の10%×育児休業基本給付金の支給日数）が支給されます。

平成19年10月1日から、育児休業者職場復帰給付金の給付率が10%から20%に引き上ります。

詳しくは最寄りのハローワークへ（ホームページ：<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>）

# ● 幼児を育てながら働き続けるために

## 勤務時間の短縮等の措置

3歳に満たない子を育てる労働者については、勤務時間の短縮等の措置(1日の所定労働時間を短縮する制度、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、所定外労働をさせない制度などのいずれかの措置)を講じなければならないことになっています。

会社の規定がどのようにになっているか確認してみましょう。

(育児・介護休業法第23条)



## 子の看護休暇

小学校の入学前の子を養育する労働者は、会社に申し出ることにより、年次有給休暇とは別に1年に5日まで病気やけがをした子の看護のために休暇を取得することができます。

(有給か無給かは会社の定めによります。)

(育児・介護休業法第16条の2、第16条の3)

## 時間外労働、深夜業の制限

小学校入学前の子を養育する一定の労働者から請求があった場合には、1ヶ月24時間、1年150時間を超える時間外労働をさせてはならないことになっています。

また、深夜(午後10時から午前5時まで)において労働させてはならないことになっています。

(育児・介護休業法第17条、第19条)

母性健康管理措置について  
もっと詳しく知りたい。

産休を取りたいと申し出たら、退職勧奨を受けた。  
辞めたくないので相談にのってほしい。

育児休業を取ろうとしたら  
前例がないと言われた  
どうしたらよいか。

このパンフレットの内容や母性健康管理、育児休業制度などについて  
もう少し詳しく知りたい方は、厚生労働省ホームページ  
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/index.html>)、  
あるいは、最寄りの労働局雇用均等室(→一覧は裏表紙をご覧下さい)へ  
どうぞおたずねください。

## 母性健康管理指導事項連絡カード

事業主 殿 平成 年 月 日

医療機関等名

医師等氏名 \_\_\_\_\_  
印 \_\_\_\_\_

下記の1の者は、健診検査及び保健指導の結果、下記2~4の措置を講ずるにが必要であると認めます。

記

1 氏名	妊娠週数	週分娩予定期	年月日
------	------	--------	-----

## 2 指導事項(該当する指導項目に○を付けてください。)

症 状 等		指導項目	標準	指 定	措 置
つわり	症状が著しい場合		勤務時間の短縮		休業(入院加療)
妊娠暦	Hb9g/dl以上11g/dl未満				負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
妊娠合併症	Hb9g/dl未満				休業(自己療養)
子宮内胎兒絶育手術延延	軽 症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮		休業(自己療養又は入院加療)
切迫流産(妊娠2週未満)	重 症				休業(自己療養又は入院加療)
切迫早産(妊娠2週以後)					休業(自己療養又は入院加療)
妊娠浮腫	軽 症		負担の大きい作業、長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は勤務時間の短縮		休業(入院加療)
	重 症				
妊娠蛋白尿	軽 症				休業(入院加療)
	重 症				
妊娠高血圧 (妊娠中毒症)	高 血 壓 見られる場合	軽 症	負担の大きい作業、ストレス・緊張が多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮		休業(入院加療)
	高 血 壓 を伴う場合	重 症			
	高 血 壓 を伴う場合	軽 症	負担の大きい作業、ストレス・緊張が多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮		休業(入院加療)
	妊娠前から持つている懸念(妊娠により症状の悪化が見られる場合)	重 症			負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
		休業(自己療養又は入院加療)			

標準措置と異なる措置が必要である等の特記事項があれば記入してください。

妊娠中にかかるやさしい病気	静脈瘤	症状が著しい場合	長時間の立作業、腰に負担のかかる作業の制限
	痔	症状が著しい場合	

多胎妊娠	膀胱炎	軽 症	長時間の立作業、腰に負担のかかる作業の制限
		重 症	

産後の回復不全		軽 症	必要に応じ、負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
		重 症	多胎妊娠又は三胎以上の場合は、特に慎重な管理が必要

休業(入院加療)		食事の大さきの作業の制限又は勤務時間の短縮	必要に応じ、負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
		休業(自己療養)	

4 その他指導事項(指置が必要である場合は○を付けてください。)	4 その他指導事項(指置が必要である場合は○を付けてください。)
妊娠中の運動緩和の指置	妊娠中の運動緩和の指置

妊娠中の休憩に関する指置	妊娠中の休憩に関する指置
その他( )	その他( )

(記入上の注意)

- (1)「4 その他の指導事項」の「妊娠中の運動緩和の指置」欄には、交通機関の混雑状況及び妊娠経過の状況にかんがみ、指置が必要な場合、○印をご記入下さい。  
 (2)「4 その他の指導事項」の「妊娠中の休憩に関する指置」欄には、作業の状況及び妊娠経過の状況にかんがみ、休憩に関する指置が必要な場合、○印をご記入下さい。

## 指導事項を守るための措置申請書

上記のとおり、医師等の指導事項に基づく措置を申請します。

平成 年 月 日

所属 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
印 \_\_\_\_\_

この様式の「母性健康管理指導事項連絡カード」の欄には医師等が、また、「指導事項を守るための措置申請書」の欄には女性労働者が記入してください。

事業主 殿

## 都道府県労働局雇用均等室所在地一覧

(平成19年4月1日現在)

都道府県名	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX番号
北海道 青森 岩手 宮城 秋田	060-8566 030-8558 020-0023 983-8585 010-0951	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎 青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎 盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎1号館 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎 秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎	011-709-2715 017-734-4211 019-604-3010 022-299-8844 018-862-6684	011-709-8786 017-777-7696 019-604-1535 022-299-8845 018-862-4300
山形 福島 茨城 栃木 群馬	990-8567 960-8021 310-8511 320-0845 371-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階 福島市霞町1番46号 福島合同庁舎 水戸市宮町1丁目8番1号 宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎 前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル	023-624-8228 024-536-4609 029-224-6288 028-633-2795 027-210-5009	023-624-8246 024-536-4658 029-224-6265 028-637-5998 027-210-5104
埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟	330-6016 260-8612 102-8305 231-8434 951-8588	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー 16階 千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階 横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2地方合同庁舎 新潟市中央区川岸町1丁目56番地	048-600-6210 043-221-2307 03-3512-1611 045-211-7380 025-234-5928	048-600-6230 043-221-2308 03-3512-1555 045-211-7381 025-265-6420
富山 石川 福井 山梨 長野	930-8514 930-0008 920-0024 910-8559 400-8577 380-8572	富山市桜橋通り2番25号 富山第一生命ビル2F (H19年11月に「富山市神通本町1-5-2」へ移転予定) 金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎 福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎 甲府市丸の内1丁目1番11号 長野市中御所1丁目22番1号	076-432-2740 未定 076-265-4429 0776-22-3947 055-225-2859 026-227-0125	076-432-3959 未定 076-221-3087 0776-22-4920 055-225-2787 026-227-0126
岐阜 静岡 愛知 三重 滋賀	500-8842 420-8639 460-0008 514-8524 520-0051	岐阜市金町4丁目30番地 明治安田生命岐阜金町ビル 静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎5階 名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルヂング 津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎 大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル	058-263-1220 054-252-5310 052-219-5509 059-226-2318 077-523-1190	058-263-1707 054-252-8216 052-220-0573 059-228-2785 077-527-3277
京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山	604-0846 540-8527 650-0044 630-8570 640-8583	京都市中京区西賀町通御池上ル金吹町451 大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎 和歌山市中之島1518番地 和歌山MIDビル	075-241-0504 06-6941-8940 078-367-0820 0742-32-0210 073-421-6157	075-241-0493 06-6946-6465 078-367-3854 0742-32-0214 073-421-6158
鳥取 島根 岡山 広島 山口	680-8522 690-0841 700-8611 730-8538 753-8510	鳥取市富安2丁目89番9号 松江市向島町134番10号 松江地方合同庁舎5階 岡山市下石井1丁目4番1号 岡山第2地方合同庁舎 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館 山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎1号館	0857-29-1709 0852-31-1161 086-224-7639 082-221-9247 083-995-0390	0857-29-4142 0852-31-1505 086-224-7693 082-221-2356 083-995-0389
徳島 香川 愛媛 高知 福岡	770-0851 760-0019 790-8538 780-8548 812-0013	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3階 松山市若草町4番3号 松山若草合同庁舎 高知市南金田48番2号 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館	088-652-2718 087-811-8924 089-935-5222 088-885-6041 092-411-4894	088-652-2751 087-811-8935 089-935-5223 088-885-6042 092-411-4895
佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎	840-0801 850-0033 860-0008 870-0037 880-0805	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎 長崎市万才町7番1号 住友生命長崎ビル6階 熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6階 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎	0952-32-7218 095-801-0050 096-352-3865 097-532-4025 0985-38-8827	0952-32-7224 095-801-0051 096-352-3876 097-537-1240 0985-38-8831
鹿児島 沖縄	892-0847 900-0006	鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル 那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎3階	099-222-8446 098-868-4380	099-222-8459 098-869-7914